

学童 Q&A

令和4年9月 時点

Q1:学童保育とはどういったものですか？

A1：保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を放課後等にお預かりし、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るとともに保護者の方が安心して働けるようにするための子育て支援として実施しています。

Q2：入所したいです。申込みはどうしたら良いですか？

A2：毎年10月に新年度入所（4月入所）の募集を行う予定です。年度途中入所の申込みは、定員に余裕がある場合、随時受付いたします。入所希望月の前月15日（土日祝日の場合は前開庁日）までに子育て推進課までお申し込みください。

Q3：申込み時に必要な書類は何ですか？

A3：学童保育利用申請書、誓約書、児童を保育することができないことを証明する書類等（就労証明書等）が必要になります。

【注意】状況によりその他の書類の提出をお願いする場合があります。

申込み書類に関しては子育て推進課窓口で配布させていただいております。また、市のホームページからダウンロードすることもできます。

Q4：一度入所すれば、卒業まで在籍できますか？

A4：できません。入所は年度ごと（4月1日～翌3月31日）となっていますので、年度ごとに申込みが必要になります。

Q5：仕事をしていなくても学童に申込みできますか？

A5：学童保育室を利用していただけるのは、保護者の方が働いているなどの事情により昼間家庭で保育できない児童になります。10月の新年度入所の募集時は求職活動中、または求職活動予定での申込み受付はいたしますが、翌年の3月中までに就労先が決まっていることが必要です。

就労先が決まっていない場合は利用決定していても取消となります。また、就労先が決まれば早急に「就労・就労内定証明書」を子育て推進課まで提出してください。ただし、年度途中の入所希望の場合は求職活動中での申請受付はできません。

Q6：自宅での内職は学童に申込みできますか？

A6：学童保育は留守家庭の児童をお預かりする制度です。自宅で内職している場合は、保育が可能と思われるので利用できません。

Q7：自営業の場合は学童に申込みできますか？

A7：「自営業申立書」（添付書類が別途必要になります）をご提出いただき申込みできますが、定員の都合上、申込みいただいても利用ができない場合もあります。

Q8：新一年生の場合、4月の春休みは利用できますか？

A8：入学式前であっても利用決定されている場合は、春休み期間になりますので利用していただけます。

Q9：新一年生で長期休みのみの利用で申込みしました。入学式後から給食が始まるまでの間（給食を食べずに下校する間）は利用できますか？

A9：利用できます。ただし、給食開始後は利用できません。

Q10：産休中や育休中は利用できますか？

A10：出産予定日の2ヵ月前の日が属する月の初日から出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの利用が可能です。

育休中は家庭での保育が可能とみなしますので利用していただけません。

Q11：祖父母と同居しています。利用できますか？

A11：同居や同地区内で住居されている65歳未満の祖父母の方については、その方の状況について証明書等の提出が必要になります。また、18歳以上の他の親族等（おじ、おば等）の方についても同様です。

Q12：預かってもらえる時間は何時までですか？

A12：毎週月曜から土曜日、授業のある日は授業終了時間から18時まで、土曜日及び夏休み等の長期休業日は8時から18時までとなります。

※延長保育が認められた場合は19時までとなります。ただし、すまいるはうす大東（塩津分室）は7時45分～18時15分まで（延長保育が認められた場合は19時15分まで）となります。

Q13：休みはいつですか？

A13：日曜、祝日、お盆、年末年始（12月29日～1月3日）です。

※お盆休みは学童保育室により異なります。

Q14：保育料はいくらですか？

A14：保育料は月額になり以下のとおりとなります。

| | | |
|----------|----------|------------|
| 通年利用 | | 1人月額5,000円 |
| 長期休みのみ利用 | 学年始め（4月） | 1人 2,000円 |
| | 夏休み（7月） | 1人 3,000円 |
| | 夏休み（8月） | 1人 5,000円 |
| | 冬休み（12月） | 1人 2,000円 |
| | 冬休み（1月） | 1人 2,000円 |
| | 学年末（3月） | 1人 2,000円 |

延長保育をご利用された場合は、別途延長保育料、1人1回利用につき500円（1人月額上限2000円）が必要になります。

※月途中において利用を開始、中止した場合でも当該月分の保育料は納付しなければなりません。

Q15：保育料の減免などありますか？

A15：減免制度を設けております。下記世帯に該当する場合は、「保育料減免申請書」に必要な添付書類を添えて子育て推進課まで提出してください。

- ① 生活保護法の規定による保護世帯（保護決定通知書の写し等が必要になります）
- ② ひとり親家庭医療費受給者資格証の交付を受けている世帯（ひとり親家庭医療費受給資格証の写しが必要になります）
- ③ 同一世帯から2人以上の児童が学童保育を利用する世帯（兄弟姉妹減免となり2人目以降の利用児童について減免対象となります。添付書類は不要です）
- ④ 利用児童、利用児童の父母・兄弟姉妹のいずれかが障害者手帳1・2級又は療育手帳を所持する世帯（障害者手帳または療育手帳の写しが必要になります）

※減免対象と思われる方への申請書の送付や、継続入所者への個別のお声かけは行いませんので、減免を希望される方は各自で申請してください。

※写しが必要な書類は、保護者様でコピーをお願いします。

Q16：減免対象世帯です。一度手続きすると卒業まで減免になりますか？

A16：なりません。減免の適用を受けるためには、年度ごとの申請となります。年度ごとに子育て推進課まで「保育料減免申請書」に必要な添付書類を添えて提出してください。

Q17：送り迎えは必要ですか？

A17：土曜や長期休みなどの授業がない日は保護者の送迎が必要です。授業のある日に関しては帰りのお迎えのみ必要になります。送迎につきましては、必ず児童との関係が確認できる成人されたご家族の方をお願いします。

※やむを得ない理由により、ご家族以外の方が送迎をされる場合は、児童の安全のため、その方に身分証明書の提示や保護者の方に同意書・誓約書等の提出を求める場合がございます。

Q18：昼食は必要ですか？

A18：授業があるが給食のない日、土曜日、長期休み中、運動会等の代休日 は家庭よりお弁当等昼食の持参をお願いしています。（食前に熱湯を使用するような食材（カップラーメン等）は安全のため控えてください。

Q19：警報の発令時はどうなりますか？

A19：警報の発令時の対応は、学校に準じての対応となります。警報発令時の対応の考え方は以下のとおりです。

- ① 学校がお休みの場合は、学童保育室もお休みとなります。
- ② 登校後の授業中に警報が発令された場合は、学校の指示に従い下校します。
- ③ 学童保育中に警報が発令された場合は、児童の安全を考え、出来るだけ早くお迎えに来てください。

Q20：インフルエンザ等の感染症による学級又は学年閉鎖のときはどうなりますか？

A20：学級又は学年閉鎖となった学級・学年に在籍する児童は、閉鎖決定日から解除日までの間は、感染拡大防止のため、学童保育室の利用はできません。閉鎖が解除されるまでは自宅での保育をお願いします。（学校閉鎖時は学童保育室もお休みとなります。）

Q21：宿題はさせてもらえますか？

A21：一人ひとりきちんと見ることはできませんが、宿題をする時間を取ったり声掛けを行ったりします。最終的な確認はご家庭でお願いします。

Q22：塾や習い事に通わせるために早く帰ったりすることはできますか？

A22：利用申請書に特記事項がございますので申請時に記入していただき、塾や習い事などで早く帰る場合は対応させていただきます。

Q23：発熱やケガをした場合の対応はありますか？

A23：発熱して体調の悪い場合は、保護者に連絡し、お迎えを待つなどします。擦り傷などの軽傷なケガの場合は指導員が応急処置をしますが、病院を受診したほうが良いと判断すれば、保護者に連絡し相談させていただきます。

Q24：利用期間等を変更したい場合どうしたら良いですか？

A24：変更を希望する月の前月末開庁日までに「学童保育利用変更届」の変更事項を記入し、子育て推進課まで提出してください。長期休みのみの利用で、利用する月の変更については、長期休みに入る前日までに子育て推進課に提出してください。なお、長期休みの利用から通年利用への変更を希望し、変更届を提出いただいた場合であっても、定員の都合上、翌月からの利用ができない場合もあります。

例：通年利用していたが8月の夏休み終了後に長期休みのみの利用に変更したい→8月の最終開庁日までに学童保育利用変更届を提出してください。

例：長期休みのみの利用で申請していたが、7月21日から開始の夏休みについて利用月を変更したい→7月20日までの開庁日に子育て推進課に提出してください。

Q25：転職して勤務先が変わりました。手続きは必要ですか？

A25：申込み時と状況が変われば申し出が必要です。「学童保育利用変更届」と転職後の就労証明書を子育て推進課まで提出してください。

Q26：引越しました。手続きは必要ですか？

A26：申込み時と状況が変われば申し出が必要です。「学童保育利用変更届」を子育て推進課まで提出してください。

Q27：学童の利用を中止したい場合はどうしたら良いですか？

A27：利用を中止する月の前月末開庁日までに「学童保育利用中止届出書」の変更事項を記入し、子育て推進課まで提出してください。

※中止届出書を提出いただくまでは、利用しなくても学童保育料はかかりますのでご注意ください。

例：通年利用していたが6月以降の学童保育室を中止したい→5月の最終開庁日までに学童保育利用中止届出書を提出してください。ただし、6月以降提出された場合、6月分の学童保育料がかかります。

Q28：一度、学童保育の利用を中止しました。再度利用できますか？

A28：利用中止の手続きをされた場合、再び利用を希望される場合は再度申請が必要になります。ただし、再度「学童保育利用申請書」を提出いただいた場合であっても、定員の都合上、利用できない場合があります。

Q29：退職しました。引き続き利用できますか？

A29：退職された場合は利用要件に当てはまりませんので、利用を中止していただく必要があります。「学童保育利用中止届出書」の変更事項を記入し、子育て推進課まで提出してください。

Q30：保育料の支払いはどうしたら良いですか？

A30：口座振替による納付をお願いしています。今年度より初めて学童保育室を利用する世帯を対象に、決定通知書とともに口座振替依頼書を送付させていただいておりますので、必要事項を記入して、振替を依頼する金融機関に提出してください。

ご利用いただける金融機関は①紀陽銀行、②ながみね農業協同組合、③きのくに信用金庫、④近畿労働金庫、⑤三菱UFJ銀行、⑥ゆうちょ銀行（郵便局）です。

登録に約2週間程度かかりますので、登録出来次第、口座より引落としとなります。

※前年度に利用した兄弟姉妹がおり、すでに口座振替を利用している場合は、提出不要です。

Q31：保育料の引落日はいつですか？

A31：保育料の引落日は、翌月の15日です。（土日祝日の場合は翌営業日となります。）

例：4月分は5月に、3月分は4月に引落としとなります。

Q32：保育料が引落しできなかった。どうしたら良いですか？

A32：口座振替の手続きをされていても残金不足等で振替できなかった月の保育料は申し出がなければ再度振替できません。申し出がない場合は、納付書を送付させていただきますので、金融機関等でお納めください。

Q33：引落しの口座を変えたい。どうしたら良いですか？

A33：金融機関でのお手続きになります。「預金口座振替依頼書」を記入し、振替を依頼する金融機関に提出してください。変更は約2週間程度かかりますので、変更が出来次第、変更後の口座より引落としとなります。

以上